

和光大学附属梅根記念図書・情報館運営会議規程

第 1 条 和光大学附属梅根記念図書・情報館（以下「図書・情報館」という。）の適切な運営を図る上で必要な事項を審議するため、和光大学附属梅根記念図書・情報館運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（任 務）

第 2 条 運営会議は、図書・情報館長の諮問機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書・情報館運営の大綱及び方針に関する事項
- (2) 図書・情報館の事業計画及び予算に関する事項
- (3) 図書・情報館が所掌する規程の制定改廃に関する事項
- (4) 図書その他資料等購入に関する基本方針
- (5) 学習、教育・研究活動及び大学運営に供する情報システム等の整備に関する基本方針
- (6) その他図書・情報館が所掌する必要な事項

（構 成）

第 3 条 運営会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 図書・情報館長
- (2) 学部教授会から選出された委員（各学科 1 名）
- (3) 図書・情報部長

2. 図書・情報館長は運営会議に、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

（任 期）

第 4 条 前条第 1 項第 2 号に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集）

第 5 条 運営会議は、図書・情報館長が招集する。

2. 運営会議の議長は、図書・情報館長がこれに当たる。

（専門部会）

第 6 条 図書・情報館長は、特定の事項について審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の組織及び運営については、別に定める。

（事 務）

第 7 条 運営会議に関する事務は、図書・情報部が所掌する。

（規程の改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、運営会議及び教授会の議を経てこれを行う。

附 則

1. この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 和光大学図書館委員会規程（昭和 41 年 9 月 30 日施行）は廃止する。
3. 和光大学情報センター委員会規程（平成 12 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
4. パソコン演習室運用委員会規程（平成 2 年 2 月 21 日施行）は廃止する。